

特定健康診査等実施計画
(第2期)

オートバックス健康保険組合

平成25年7月

特定健康診査等実施計画（第2期）

第1章 序 文

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

2. 当健保組合の現状

当健康保険組合は、自動車用品卸売・小売業等を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合である。

平成25年度の事業所数は14事業所で、全国10都道府県に所在するが、約半分が東京近郊である。ただし、各事業所の拠点は全国に点在しており、首都圏に在勤在住している被保険者及び被扶養者は70%、それ以外の地域の在勤在住者は30%程度と推定される。

当健康保険組合の被保険者数は2,885人、被保険者の平均年齢は37.1歳、男性が全体の85%を占める。被扶養者数は3,077人、女性が全体の70%を占めている。

特定健康診査については、被保険者は事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と併せて特定健康診査を受診している。特定健康診査は健診結果データの不備等により、最終目標の80%には及ばず、第1期終了時（平成24年度）の実施率は概ね70%を見込んでいる。特に被扶養者の受診率が35%程度となっていることが全体の実施率を押し下げている。

特定保健指導については、事業主の保健師により一部の対象者に対し実施。その他、全国の健診医療機関への委託を行ってきたが実施率は13%に留まっている。

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームに疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積による体重増加が、様々な疾患の原因となることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

(2) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

(3) 特定健康診査・特定保健指導の対象年齢について

特定健診の実施年度中に40歳以上74歳以下*となる加入者が法定で特定健康診査・特定保健指導の対象となるが、当組合では厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に、特定健診・保健指導の対象となる以前に健診を行い、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を実施することは、特定保健指導対象者を減少させる上で有効であるとされていることから、対象者の年齢範囲を35歳以上に拡大する。ただし特定保健指導は、当面35歳以上の奇数歳対象者に限定して実施する。

*当該年度において75歳に達するものを含める。

第2章 目 標

1. 達成目標

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を90.0%（国の基本指針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

<目標実施率>

対象者	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	国が示す 目標値
被保険者	89.0	90.0	98.0	98.0	98.0	—
被扶養者	35.0	38.0	50.0	60.0	75.0	—
合計	72.0	73.0	82.0	86.0	90.0	90.0

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率を60.0%（国の基本方針が示す目標値）とする。この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

特定保健指導対象者数については、実績より推計した。

<目標実施率>

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	国が示す 目標値
40歳以上 対象者（人）	1,220	1,379	1,706	1,894	2,113	—
特定保健指導 対象者数（人）	256	290	358	398	444	—
実施率（%）	13.0	20.0	50.0	55.0	60.0	60.0
実施数（人）	33	58	179	217	266	—

(3) 特定健康診査等の実施成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%（国の基本方針が示す目標値）とする。

第3章 対象者数

1. 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査

<被保険者>	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
40歳以上対象者（人）	1,155	1,277	1,402	1,502	1,588
内、任意継続被保険者(人)	36	36	36	36	36
目標実施率（%）	89.0	90.0	98.0	98.0	98.0
目標実施数（人）	1,030	1,149	1,373	1,472	1,556

<被扶養者>	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
40歳以上対象者（人）	543	604	666	704	743
目標実施率（%）	35.0	38.0	50.0	60.0	75.0
目標実施数（人）	190	230	333	422	557
<合計>	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
40歳以上対象者（人）	1,698	1,881	2,068	2,206	2,331
目標実施率（%）	72.0	73.0	82.0	86.0	90.0
目標実施数（人）	1,220	1,379	1,706	1,894	2,113

(2) 特定保健指導の対象者数

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
40歳以上対象者（人）	1,220	1,379	1,706	1,894	2,113
動機付け支援対象者(人)	85	96	119	133	148
実施率（%）	10.0	12.0	15.0	18.0	20.0
実施数（人）	9	12	18	24	30
積極的支援対象者（人）	171	193	239	265	296
実施率（%）	14.0	24.0	67.0	73.0	80.0
実施数（人）	24	46	161	193	236
特定保健指導対象者(人)	256	290	358	398	444
実施率（%）	13.0	20.0	50.0	55.0	60.0
実施数（人）	33	58	179	217	266

第4章 実施方法

1. 実施項目

(1) 特定健康診査

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている特定健診項目を含めた生活習慣病健診を実施する。

(2) 特定保健指導

厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第3章に記載された内容に基づき実施する。

① 動機付け支援

健康保険組合の保健師および委託先の指導員による面談を実施し、6ヵ月後に評価（電話・メール・面談）を行う。

② 積極的支援

健康保険組合の保健師および委託先の指導員による面談および継続支援を実施し、6ヵ月後に評価（電話・メール・面談）を行う。

2. 実施方法

(1) 特定健康診査

① 被保険者

事業主が行う労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断と併せて実施する。

② 被扶養者・任意継続被保険者

居住地が全国に分散しているため、委託先と契約し、全国約 1,600 の医療機関や健診機関で実施する。

(2) 特定保健指導

① 被保険者

- ・健康保険組合所属の保健師による実施。
- ・事業主の保健師への委託による実施。
- ・保健師の実施不可能な地域の対象者には、委託先の指導員により実施する。

② 被扶養者

委託先の指導員により実施する。

3. 実施時期

(1) 特定健康診査

受診期間を5月～12月とする。

(2) 特定保健指導

通年実施とする。

4. 健診・指導結果の入手方法

(1) 特定健康診査

① 被保険者

- ・一部を事業主から電子データで入手する。
- ・その他を健診窓口代行機関より電子データで入手する。

② 被扶養者・任意継続被保険者

健診窓口代行機関から電子データで入手する。

(2) 特定保健指導

保健師によるダイレクト入力および委託先から電子データで入手する。

5. 健診・指導結果の保管期限

保管年数は5年とする。

6. 委託先

(1) 特定健診：株式会社イーウェル、医療法人社団同友会

(2) 特定保健指導：健康保険組合連合会

7. 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合広報誌およびホームページに掲載して行う。

第5章 個人情報保護

1. 実施方法

当健康保険組合は、オートバックス健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1. 周知方法

本計画の周知は、各事業所に通知するとともに、組合広報紙やホームページに掲載する。

第7章 特定健康診査実施計画の評価及び見直し

1. 評価方法

当計画については、平成27年度末に評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

附 則

この実施計画は平成25年4月1日から施行する。